

諮詢庁：経済産業大臣

諮詢日：平成28年5月20日（平成28年（行個）諮詢第77号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行個）答申第114号）

事件名：本人に対する特定の利用不停止決定通知文書に関連し意思決定を行った際の決裁に係る文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成28年3月11日付で、審査請求人の自宅に送付された経済産業省からの通知文書『特定の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について』に関連し、経済産業省が意思決定を行った際の決裁に係る文書一式（決裁文書そのもののみならず、当該意思決定に係る検討を行う際に作成・保有・利用・共有等を行った全ての文書を含む。）＊メール、メモ等文書の体裁は問わない。」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、決裁文書「保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について」（以下「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件請求保有個人情報の開示請求に対し、平成28年4月15日付け20160316統第6号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、開示された文書以外にも、文書が存在してしきるべきである。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

平成28年3月11日付で審査請求人に通知があった「特定の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）」については、利用停止をしないこととした理由として「当該保有個人情報については、当該事務に關係する部門、職員以外に提供された事実は認められず」と記しているが、今回開示された文書中には、当該事実が認められなかつたとの結論に至る調査内容等が何ら含まれておらず、利用停止をしないこととした理由の根拠が全く理解できない。

については、開示された文書以外にも、当該事実が認められなかつたとの結論に至る調査内容等に係る文書が、文書主義に照らせば、存在してしかるべきと考えるので、これら他にも開示すべき文書について開示いただくべく異議申立てを行う。

## (2) 意見書

諮問庁、調査統計グループが、審査会への諮問に際し提出される理由説明書には、本事件だけでなくこれまでの事件でも「諮問庁は審査請求人の主張も踏まえ改めて本件請求保有個人情報の探索を行ったものの（中略）確認できなかった」と同様の表現が多用されている。

どのような探索を、どの程度、どのような範囲で行ったかには一切触れず、言い切るだけである。

これを補うため、審査会におかれでは、必要に応じて、情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）9条の調査権限に基づき、理由説明書とは別途に諮問庁に確認を求められる。

この確認及び諮問庁の回答は答申の理由としても引用されるが、審査請求人にはその内容を知る術が制度上もない。この設置法9条は、情報公開制度が、いかに「行政機関性善説」を前提に成り立っているかを象徴するような仕組みだと審査請求人は思っている。

審査会が答申を示した後に、諮問庁の回答に「明らかに事実に反する内容」が含まれていることを知っても、審査請求には訴訟以外にはなすすべすらないという情報公開制度における諮問庁たる行政機関の責任の重みを、調査統計グループは基本から学び直すべきである。

## 第3 諒問庁の説明の要旨

### 1 事案の概要

審査請求人が行った「平成28年3月11日付けで、審査請求人の自宅に送付された経済産業省からの通知文書『特定の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について』に関連し、経済産業省が意思決定を行った際の決裁に係る文書一式（決裁文書そのもののみならず、当該意思決定に係る検討を行う際に作成・保有・利用・共有等を行った全ての文書を含む。）＊メール、メモ等文書の体裁は問わない。」との開示請求に対し、処分庁は、平成28年4月15日付け20160316統第6号により、本件対象保有個人情報の全部を開示する原処分を行った。

### 2 原処分及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、決裁文書「保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について」（本件文書）に記録された本人に係る保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定し、法18条1項の規定により、その全部を開示する旨の原処分を行った。

本件請求保有個人情報が記録されている文書は本件文書が全てである。

不開示部分に該当する箇所はなく、その全部を開示としたものである。

### 3 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁が本件対象保有個人情報として特定しなかった保有個人情報の開示を求めており、以下、原処分の妥当性について検討する。

審査請求人は存在していてしかるべき他の行政文書が欠けている旨主張するが、諮問庁は審査請求人の主張も踏まえ改めて本件請求保有個人情報の探索を行ったものの、本件対象保有個人情報として特定した本件文書以外の存在は確認できなかったことから、本件文書に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定した原処分は妥当である。

### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年5月20日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月14日    | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年9月30日    | 審議            |
| ⑤ 同年10月17日   | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

審査請求人は、本件請求保有個人情報の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象保有個人情報を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、経済産業省が特定の利用不許可通知に係る意思決定を行った際の決裁のために作成及び保有した文書は、特定の利用不許可通知に係る決裁書である本件文書が全てであり、本件文書以外に本件請求保有個人情報が記録されている文書は保有していないとのことであった。

(2) 諒問庁から本件文書の提示を受けて確認したところ、本件文書の内容は諮問庁の上記(1)の説明のとおりであり、本件文書による意思決定の内容を踏まえると、本件文書以外に本件請求保有個人情報が記録され

ている文書は保有していない旨の諮詢庁の上記（1）の説明が不自然、不合理とはいえない、他に本件請求保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、経済産業省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定することは、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久